

JEMAI LCA ソフトウェア製品 (MiLCA) 使用許諾書

ユーザーの皆様へのお願い

このたびは、本ソフトウェア製品をお買い求めいただき、ありがとうございます。一般社団法人産業環境管理協会(以下「当協会」と記載します。)では、本ソフトウェア製品のユーザーの皆様への使用およびユーザーの皆様へのアフターサービスについて、下記「ソフトウェアのご使用条件」(以下「本使用条件」と記載します。)を設けさせていただいております。

本ソフトウェアをご使用いただく前に本使用条件を良くお読みいただき、本使用条件にご同意いただけない場合には、当協会の販売担当までご連絡くだされば、インストールされた本ソフトウェアの使用権の付与を撤回し、代金をお返しいたします。本使用条件にご同意いただいた方のみ、本ソフトウェアのユーザーとしてご使用いただくことができます。

ソフトウェアのご使用条件

当協会は、第1条に定めるソフトウェアの使用を下記の条項にもとづきユーザーの皆様には非独占的に許諾し、ユーザーの皆様も下記条項にご同意いただくものとします。なお、許諾ソフトウェアの選択、許諾ソフトウェアの導入については、ユーザーの皆様の責任において行われるものとします。

1. 対象ソフトウェア

当協会がユーザーの皆様には使用を許諾するソフトウェアは、次のものとします(以下、これらを併せて「許諾ソフトウェア」と記載します。)

- (1) 本使用条件とともにご提供するソフトウェア製品の全プログラム
- (2) ユーザーの皆様が当協会の管理する中央サーバーにインターネットを通じてアクセスすることにより、当協会からユーザーの皆様には提供されるデータベース

2. 著作権

- (1) 許諾ソフトウェアは、日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。
- (2) ユーザーの皆様は、許諾ソフトウェアに付されている著作権表示及びその他の権利表示を除去することはできません。

3. 使用権

- (1) ユーザーの皆様は、一時にユーザーの皆様が所有する一台のコンピュータ・システム(以下「コンピュータ」と記載します。)においてのみ許諾ソフトウェアを使用することができます。

4. 期間

- (1) 本使用条件は、ユーザーの皆様が許諾ソフトウェアをお受け取りになった日に発効します。
- (2) ユーザーの皆様は、許諾ソフトウェアの使用終了を希望する日より一か月以上事前に当協会

宛(当協会の宛先は、本使用条件の末尾に記載されたものとします。)に到達する書面により通知することにより、本使用条件により許諾される許諾ソフトウェアの使用を終了することができません。ただし、この場合、すでにお支払いいただいた年間使用料の返還はいたしません。

- (3) 当協会は、ユーザーの皆様が本使用条件のいずれかの条項に違反されたときは、いつでも許諾ソフトウェアの使用許諾を終了させることができるものとします。
- (4) ソフトウェアの使用権は、上記(2)または(3)により許諾ソフトウェアの使用許諾が終了するまで有効に存続します。
- (5) ソフトウェアの使用許諾が終了した場合には、本使用条件にもとづくユーザーの皆様その他の権利も同時に終了するものとします。ユーザーの皆様は、許諾ソフトウェアの使用許諾の終了後直ちに許諾ソフトウェアおよびそのすべての複製物を破棄するものとします。

5. 許諾ソフトウェアの複製等

- (1) ユーザーの皆様は、許諾ソフトウェアのバックアップ(予備用)または保存の目的においてのみ、許諾ソフトウェアのすべてまたは一部を一部数に限り、複製することができます。
- (2) ユーザーの皆様は、上記(1)にもとづき許諾ソフトウェアを複製する場合には、許諾ソフトウェアに付されている著作権表示、およびその他の権利表示も同時に複製するものとします。
- (3) 本条によって認められる許諾ソフトウェアの複製は、許諾ソフトウェアに関する無体財産権をユーザーの皆様に移転するものではありません。

6. 許諾ソフトウェアの移転等

- (1) ユーザーの皆様は、許諾ソフトウェアまたはその使用権の第三者に対する再使用許諾、譲渡、移転、その他一切の処分をすることはできません。
- (2) ユーザーの皆様は、本使用条件で明示されている場合を除き、許諾ソフトウェアの全部または一部の使用、複製、改変、結合、その他一切の処分をすることはできません。

7. 逆コンパイル等

ユーザーの皆様は、許諾ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

8. ライセンス認証

- (1) 許諾ソフトウェアは、ユーザーの皆様によるダウンロード後、当協会がユーザーの皆様が付与したライセンスを認証することにより、通常に使用をすることが出来ます。
- (2) 本ソフトウェアに含まれるソフトウェアは、不正使用を防止するように設計されています。当協会が不正使用であると認めた場合、当協会は、当該不正使用に係るライセンスを失効させることができ、この場合、このライセンスによって許諾ソフトウェアを使用することができなくなります。

9. 保証の限界

- (1) 当協会は、許諾ソフトウェアの性能及び許諾ソフトウェアの使用効果に関していかなる保証も行いません。また、許諾ソフトウェアの使用に関し発生する問題は、ユーザーの皆様のご責任お

よび費用負担を持って処理されるものとします。

- (2) ユーザーの皆様による許諾ソフトウェアのお受け取りの日から1年以内に、当協会が許諾ソフトウェアの誤り(バグ)を修正したときは、当協会はかかる誤りを修正したプログラムもしくは修正のためのプログラム(以下、これらのプログラムを「修正プログラム」と記載します。)または修正に関する情報をユーザーの皆様を提供するものとします。ユーザーの皆様提供された修正プログラムは、許諾ソフトウェアと見なします。

10. 責任の制限

当協会は、いかなる場合も、許諾ソフトウェアの使用によってユーザーの皆様生じた一切の損害(逸失利益、特別な事情から生じた損害(損害発生につき、当協会が予見し、または予見した場合を含みます。))および第三者からユーザーの皆様に対してなされた損害賠償請求にもとづく損害について、賠償責任を負いません。また、当協会がユーザーの皆様に対して損害賠償責任を負う場合には、その賠償額は、その法律上の構成の如何を問わず、ユーザーの皆様が実際にお支払いになった許諾ソフトウェアの代金相当額を上限とします。

12. 使用制限

許諾ソフトウェアの使用にあたっては、次のことを遵守してください。

- (1) 許諾ソフトウェアをネットワークを通して別のコンピュータに伝送したり、ネットワークで他のコンピュータと共有することは許されません。
- (2) 許諾ソフトウェアを使用して、違法なデータや公序良俗に反するデータを配信することは許されません。
- (3) 当協会の許可なく許諾ソフトウェアの使用を前提としたサービスを立ち上げることは許されません。
- (4) 許諾ソフトウェアの使用によって得られたデータを著作権者の許可なく複製、転送または配信したりすることは許されません。
- (5) 許諾ソフトウェアの使用によって入手できるデータの暗号を著作権者の許可なく解除したり、電子透かしを改変したりすることは許されません。

13. その他

- (1) ユーザーの皆様は、いかなる方法によっても許諾ソフトウェアを日本国から輸出してはなりません。
- (2) 本使用許諾に関する紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。

14. 完全な合意

本使用許諾は、許諾ソフトウェアおよび添付文書については一切の合意を含むものであり、本使用許諾についてのすべての従前の合意にとつかわるものです。

15. 修正

当協会の完全に権限のある代表者の書面による署名があるものでなければ、本使用許諾の修正は効力を有さないものとします。

2017年3月31日

<ご連絡先>

一般社団法人 産業環境管理協会

LCA 事業推進センター

E-mail: jemai-lca@jemai.or.jp

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1

三井住友銀行神田駅前ビル

TEL 03(5209)7708

FAX 03(5209)7716